平成２８年（フ）第７４６号
名古屋市中区栄３丁目22番22号　チサンマンション白川公園403号
債務者　ＣｏｉＬこと　鈴木　孝正
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池山豊二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８９号
京都市上京区猪熊通元誓願寺下る竪神明町485番地の２
債務者　白崎　初次
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
堺市中区大野芝町312番地３
債務者　藤澤　陽司
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
山口県美祢市美東町大田5915番地２
債務者　井上　雅江
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
熊本市北区龍田弓削１丁目14番80号
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　好史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
長野県佐久市春日577番地１
債務者　須田ふじ江
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　智恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４８０号
京都府長岡京市野添１丁目11番17号
債務者　新井孝行こと　朴　　正史
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本菜穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０７３号
横浜市港北区日吉本町２丁目45番Ｈ－107号
債務者　林　　延明
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田美穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９３号
埼玉県新座市北野３丁目３番６号
債務者　加藤　利洋
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９４号
埼玉県新座市北野３丁目３番６号
債務者　加藤　和枝
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒生　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
北海道厚岸郡厚岸町宮園２丁目252番地
債務者　池田　俊也
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第７０２号
東京都世田谷区船橋３－８－８　岡田ハイツ102、住民票上の住所愛知県尾張旭市稲葉町３丁目163番地１　ソーレ宮浦206
債務者　岡田　敬二
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０３号
愛知県尾張旭市稲葉町３丁目163番地１　ソーレ宮浦206、従前の住所名古屋市守山区白山３丁目1306番地の２
債務者　岡田　洋子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３４号
岩手県滝沢市巣子1174番地30　コーポヒロ１号棟104号
債務者　小林　　梢
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野１番地１　中野県営住宅1988－Ｂ棟15号、前住所群馬県邑楽郡邑楽町大字新中野95番地10
債務者　菅原　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第３１号
兵庫県加東市下滝野２丁目62番地２
債務者　長谷川　舞
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１３２号
奈良県天理市楢町346番地　サンメイナラハイツ301
債務者　松井　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
奈良地方裁判所